

離婚届記入例(裁判離婚の場合)

離婚届

平成 19年7月1日 届出

徳島県小松島市 長 殿

◎裁判を行っただけでは離婚したことにはならないので必ず届出をしてください。

◎届出期間は調停成立日または裁判確定日から10日以内です。(届出期間をすぎても申立人からの届出がない場合は、相手方から届出することができます)

証人		(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	名印	署名	名印
生年月日		生年月日	
住所		住所	

小松島

捨印をお願いします

(1) 氏名	夫 小松島 太郎	妻 小松島 みずき
生年月日	昭和50年 5月 5日	昭和54年 3月 3日
住所	徳島県小松島市横須町 1番地 1号	徳島県小松島市坂野町 字平田24番地の2号
世帯主の氏名	小松島 太郎	小松島 みずき
(2) 本籍	徳島県小松島市横須町 1番地 小松島 太郎	
父母の氏名	夫の父 小松島 父男	妻の父 花 父郎
父母との続柄	母 港 母美 長男	母 母子 二女
(3) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 平成19年 6月 24日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏名	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(4) もどる者の本籍	徳島県小松島市坂野町字平田24番地 2番地 筆頭者の氏名 花 みずき	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 小松島 海子 妻が親権を行う子	
(6) 同居の期間	平成17年 6月 から 平成19年 5月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	徳島県小松島市横須町 1番地 1号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人	夫 小松島 太郎	妻 小松島 みずき
署名押印		
事件簿番号	連絡先 電話 0885 (32) 2112 自宅・勤務先[]・携帯	

【裁判離婚の届出時に添付するもの】

- 調停離婚の場合 ... 調停調書の謄本
- 和解離婚の場合 ... 和解調書の謄本
- 認諾離婚の場合 ... 認諾調書の謄本
- 審判離婚の場合 ... 審判書の謄本と確定証明書
- 判決離婚の場合 ... 判決書の謄本と確定証明書

本籍地と違う役場へ提出される場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明

現在在籍している、婚姻中の本籍及び筆頭者の氏名を記入してください。

父母の氏名を記入してください。(亡くなられていても記入していただくようになります) 父母が現在婚姻しているときは、母の氏は記入しないで、名前だけ記入してください。また、離婚その他で父母の氏が違うときは、変更後の氏を記入して下さい。

筆頭者でないほうの配偶者は、離婚により婚姻中の戸籍から除籍されるようになります。従前の戸籍にもどるか、新しい戸籍(自身筆頭者の戸籍)をつくるかを決めてください。離婚届のみだと婚姻前の氏にもどるようになります。離婚後においても「離婚の際に称していた氏」(婚姻中の氏)を引き続き称したいときは、この欄には何も記入しないで下さい。この場合、離婚届と同時に戸籍法77条の2(離婚の際に称していた氏を称する届)の届出をしてください。

それぞれ親権を行う子の氏名を記入してください。ただし親権の指定だけでは親権者の戸籍にお子様は入ることができません。家庭裁判所の許可と入籍届の届出が別途必要です。ご相談ください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

届出人は調停・審判判決の申立人になります。(申立人が10日以内に届出しないうちを除く) 本人が署名・押印してください。離婚前の氏でご記入いただくようになります。

必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

くわしくは 小松島市 戸籍住民課 (市役所内1階①番窓口) Tel.0885-32-2112 まで